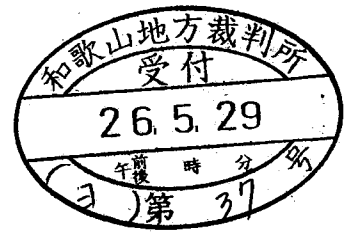


仮処分命令申立書



平成26年 5月29日

和歌山地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 重 藤 雅 之



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

第1 申立ての趣旨

債務者は、債務者が主宰する電子掲示板「和ネット掲示板」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内におけるスレッド

「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>) の全ての情報を削除せよ。

との裁判を求める。

第2 被保全権利

1 当事者

(1) 債権者は、和歌山市内に事務所を置くあすか綜合法律事務所の弁護士である。

(2) 債務者は、インターネットで閲覧可能な電子掲示板「和ネット掲示板」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) (以下、「本件掲示板」という。) を主宰し、そのシステムを管理している者である。

本件掲示板は、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件掲示板に書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件掲示板にアクセスする不特定の者によって受信されることになる。債務者は、本件掲示板を用いて、本件掲示板に書き込みされた情報を不特定多数の者に発信し、それに

より営業活動を行っている者である。

本件掲示板に書き込まれた情報は、債務者あるいは記述をした者にしか削除しえない仕組みとなっている。

2 債権者に対する権利侵害（債務者の違法行為）

（1）本件情報の発信

債務者は、本件掲示板に、申立人に関するスレッド（別紙のとおり）

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>)（以下、「本件スレッド」という。）を立ち上げ、その中で、債権者の名誉を侵害するメッセージを掲載し、インターネットを通じて不特定多数の人に広く公開している（甲2）。

（2）債権者に対する名誉棄損並びに業務妨害行為

ア 債権者は、和ネット掲示板上で誹謗・中傷を受けていた被害者から相談を受け、当該加害者に対し、投稿記事の削除を求めると共に、平成26年2月19日、債務者に対し、内容証明郵便をもって、和ネットに掲載された被害者を誹謗・中傷するスレッドの削除を求めた。

イ これに対し、債務者は、平成26年2月28日付回答書により、「当サイトで投稿されている内容の大半は、その人物の主張、意見と合致しているのを確認しています。その人物は、自分の主張、意見は名誉毀損・信用毀損に該当していないとして、裁判で争うという意思も確認しています。そのため、当サイトとしては、貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争に関しての司法の判断によって処置を行うのが妥当と判断しています。」などと主張し、本件スレッドをそのまま放置するとの方針を示した。

ウ 債務者は、このような回答書を送りつけてきただけでなく、債権者が弁護士として人権侵害救済のための正当な法的措置を採ることを牽制するかのよう、同日付けで和歌山弁護士会にあすか綜合法律事務所に所属する債権者を含む全弁護士を対象として、懲戒請求を行った。

その懲戒理由たるや、まったく懲戒事由にならない理由を書き連ねただけのもので、債権者ら弁護士がこれ以上和ネットに対し誹謗・中傷記事の削除を求めないようにするための弁護士業務妨害行為であることが明らかなものであ

った。

そして、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士業務を妨害せんとするための極めて悪質な弁護士懲戒請求制度濫用事例というべきものであった。

ちなみに、債務者が懲戒請求理由として掲げていた内容は、

- ① (債権者の債務者に対する名誉毀損記事削除要請の通知書に対し)「法的措置をちらつかせての証拠隠滅・捜査妨害という違法行為の強要」である。
- ② 「(債権者は、) いたずらに司法判断の先延ばしを行い、発生すると主張する損害を大きくし、(債務者に) 損害賠償を要求するという不当な目的のために裁判手続を遅延させている」

といったもので、まったくデタラメなものであった。

エ 債務者は、債務者が管理する掲示板において、明らかに人の名誉を毀損する記事が投稿されていることを知りながら、自らの営利目的のため、それを削除するどころか、削除を求めてきた弁護士に対しその業務を牽制するため弁護士懲戒制度まで使ってその業務を妨害してきたものである。

債務者が管理する和ネット掲示板は、これまでも多数の人々の誹謗・中傷記事を掲載し多くの人を泣かせその人権を侵害してきた悪質なサイトである。

誹謗・中傷記事を漫然と掲示しておくことは、投稿者が名誉毀損罪に問われる事は当然として、和ネット掲示板の管理者も名誉毀損罪の共犯(幫助罪)に問われうるのである。

債務者は単に営利目的で和ネット掲示板を主宰しているに過ぎないが、同サイト上の誹謗・中傷記事を認識しながらこれを漫然と放置しておいてはならないという法的義務を負っている。

ところが、債務者は前述の通り、債権者に対する弁護士懲戒請求をした上、その旨を和ネット掲示板に書き連ね、債権者の社会的評価を低下させると共に、あすか綜合法律事務所の業務を妨害した。

すなわち、債務者は、別紙メッセージ番号1において、同メッセージのリンク先として和歌山弁護士会宛の懲戒請求書(甲3)を示し、債務者が提出した

およそ認められる余地のない懲戒請求書をそのまま公開し、債権者の社会的評価を低下させた。また、別紙メッセージ番号2ないし13は、上記メッセージ番号1を受けたもので、全て「Re：あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」との表題を使用した記載であり、メッセージ番号1と一体となって債権者の社会的評価を低下せしめたのである。

(3) 小括

以上より、債務者がその主宰する和ネット掲示板上の誹謗中傷記事の削除を求めてきた弁護士（債権者）に対し、その正当業務行為を妨害せんとして、自らが管理する和ネット掲示板を使って債権者の名誉を毀損し、嫌がらせ行為を繰り返してきていることは明白である。

3 債務者の削除義務

本件和ネット掲示板上の各記述は、債権者の名誉を毀損し、あすか綜合法律事務所の業務の社会的評価を低下せしめているものであるが、前記1（2）のとおり、本件スレッドの各記述は、債務者あるいは記述をした者にしか削除しえない仕組みとなっている。そして、本件スレッドのメッセージ番号9以外の記述については、債務者自身が記述したものであるため、債務者以外には削除し得ない。

したがって、債務者は、債権者に対して、上記名誉毀損罪を構成する記事を削除すべき義務を負うものである。

さらに、本件スレッドは、そのタイトルからも明らかなように、債権者に対する名誉毀損的記載をすることを目的として作成されたものであるものであり、名誉毀損的発言（記載）のみならず、スレッド自体を削除しなければ、債権者の名誉を回復し、更なる名誉毀損行為を防止することはできない。

したがって、債務者は、債権者に対して、スレッド全体を削除すべき義務をも負うものである。

4 まとめ

よって、債権者は、債務者に対し、人格権に基づき、本件スレッドそのものを削除するよう請求する権利を有するものである。

第3 保全の必要性

- 1 当該電子掲示板は不特定多数の者がインターネットを通じて閲覧可能となるものであるので、債権者の人格権（名誉権）に対する侵害は現在も継続しており、直ちに債務者による送信防止措置が採られる必要がある。

本案訴訟による解決を待っていたのでは、回復不能な損害が拡大するばかりである。債務者の本件行為は、明らかな名誉毀損（犯罪行為）であり、本件保全手続きによる迅速な権利侵害の回復と防止措置が不可欠である。

- 2 そこで、債権者は、本申立てに及んだ次第である。

以 上

疎 明 方 法

甲第1号証 陳述書

甲第2号証 電子掲示板（「あすか綜合法律事務所（和歌山市）の弁護士に対する懲戒請求」と題するスレッド）をプリントアウトしたもの

<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>

甲第3号証 懲戒請求書

<http://www.wa-net.net/userarea/wky/misc/choukai/choukai2-28.pdf>

甲第4号証 回答書（平成26年2月28日付）

附 属 書 類

- | | |
|----------|-----|
| 1 甲号各証写し | 各1通 |
| 2 訴訟委任状 | 1通 |

(別紙)

当 事 者 目 録

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

債 権 者 豊 田 泰 史

〒640-8154

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所（送達場所）

電話073-433-3980 FAX073-433-3981

債権者代理人 弁護士 太 田 達 也

 弁護士 重 藤 雅 之

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

債 務 者 吉 田 益 夫

平成26年(ヨ)第37号 仮処分命令申立事件



申立ての変更

(申立ての趣旨の追加)

平成26年 6月 6日

和歌山地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 太 田 達 也



同 弁護士 重 藤 雅 之



第1 申立ての変更の理由(申立ての趣旨の追加)

本件については、債務者は別紙のとおり下記のスレッドを立ち上げるなどして、債権者の名誉を毀損しその業務を妨害している。そこで、債権者としては、従前求めていた削除すべきスレッドに加え下記のスレッドを追加する。

第2 変更後の申立ての趣旨

債務者は、債務者が主宰する電子掲示板「和ネット掲示板」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/>) 内における下記のスレッドの全てを削除せよ。

- 1 「あすか綜合法律事務所(和歌山市)の弁護士に対する懲戒請求」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2469>)

- 2 「がんばれ!和ネット!」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2516>)

- 3 「あすか綜合法律事務所(和歌山市)より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2514>)

第3 被保全権利並びに保全の必要性（追加理由）

1 スレッド「がんばれ！和ネット！」について

- (1) 債務者は、本件掲示板にスレッド「がんばれ！和ネット！」を掲載している。
- (2) この「がんばれ！和ネット！」の記事内容は、本件債権者と債務者との争訟に関するものであり、債務者が債権者に対して行った弁護士懲戒請求等が記載され、債権者の名誉を毀損し、その業務を妨害している。
- (3) この「がんばれ！和ネット！」は、今後更に本件争訟について記事を掲載していく可能性が極めて高く、債権者の被保全権利を守るためにはその削除が不可欠である。

2 スレッド「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」について

- (1) 債務者は、本件掲示板にスレッド「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」を掲載している。
- (2) この「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」の記事内容は、本件債権者と債務者との争訟に関するものであり、債務者が債権者に対して行った弁護士懲戒請求等が記載され、債権者の名誉を毀損し、その業務を妨害している。
- (3) この「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」は、今後更に本件争訟について記事を掲載していく可能性が極めて高く、債権者の被保全権利を守るためにはその削除が不可欠である。

以 上

疎 明 方 法

甲第5号証 電子掲示板「がんばれ！和ネット！」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2516>) をプリントアウトしたもの

甲第6号証 電子掲示板「あすか綜合法律事務所（和歌山市）より和ネットに損害賠償3300万円を払えとの訴訟の訴状」

(<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=2514>) をプリントアウトしたもの